

本校における令和4年度京都府高校生等修学支援事業の
取り扱いについて（募集概要）

制度名	令和4年度京都府高校生等修学支援事業		
	①高等学校等修学金貸与制度	(月額)	生徒に京都府から貸与
	①-(1)高等学校等修学支度金貸与制度	(入学一時金)	生徒に京都府から貸与
	①-(2)修学支度金特別融資利子補給制度	(入学一時金)	保護者が金融機関融資利用
	②修学支援特別融資利子補給制度		保護者が金融機関融資利用
	※①-(1)、①-(2)は、①高等学校等修学金貸与制度の利用者に限り利用できます。 ※①と②、①-(1)と①-(2)は、それぞれ所得によりどちらか一方が該当になります。		
実施者名	京都府、京都府教育委員会		
目的	京都府高校生等修学支援事業は、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生等に対し、修学資金の貸与(貸付)等を行うことにより、教育の機会均等を図り、もって社会の発展に寄与する人材の育成に資することを目的としています。 (「令和4年度 京都府高校生等修学支援事業 貸与(貸付)申請案内」より抜粋)		
種類	【奨学金の種類】		
対象者	・貸与（奨学金を返済する必要があります。）		
貸与金額	【対象者、貸与金額】 各制度については、次ページ以降の『貸与(貸付)申請案内』をご覧ください。		
手続きの流れ	①資料請求	本校事務室にて申請に必要な書類を請求します。 〈資料請求期間〉2022年4月8日(金)～随時	
	②申請書類の提出	募集要項に基づき、申請に必要な書類を準備します。 〈申請受付期間〉2022年4月11日(月)～随時	
	③審査	京都府により内容を審査されます。	
	④審査結果の通知	本校を通じて審査結果が通知されます。	
注意事項	・2022年度入学生が2022年4月からの貸与を希望する場合は、 <u>2022年4月28日までに申請が必要です。それ以降の申請は、随時申請となり、申請日の翌月分からの貸与になります。</u> ・ <u>修学支度金(入学一時金)については、高等学校等修学金貸与を受ける場合のみ併せて申請することができます。ただし、2022年4月28日までの申請が必要です。</u>		
申請書類提出先	立命館守山中学校・高等学校事務室 窓口 ※事務室受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00 (但し、学校行事等により変更となることがあります。)		
問合せ先	・京都府教育庁指導部高校教育課修学支援担当 TEL: 075-574-7518 ・京都府文化スポーツ部文教課 TEL: 075-414-4517		